

経理的基礎等に関する提出書類

4. 補助対象事業の選定(2)②:「事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること」に関する書類の記載内容について

1. 事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること

【要件の解説】

- ・債務超過でなく、かつ利益が計上できていることが必要。
- ・「債務超過でない」とは、貸借対照表における資産が負債を上回っていること。原則直前期での貸借対照表で判断し、直前期で債務超過の場合は直近の2決算期での平均により判断。
- ・「利益が計上できている」とは、損益計算書における当期利益がプラスであること。原則直前期での損益計算書で判断し、直前期で利益が計上できていない場合は直近の2決算期での平均により判断。

【応募時提出書類】

- ・直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書

2. 事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること

【要件の解説、提出書類】

- ・「要件1. 事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること」が満たされない事業者においては、以下の書類を提出してください。

ケース区分	提出書類
ケース1: 債務超過であるが、利益が計上できている場合	今後5年間の債務超過解消のための計画
ケース2: 債務超過でないが、利益が計上できていない場合	今後5年間の経営改善計画
ケース3: 債務超過で、かつ利益が計上できていない場合	今後5年間の債務超過解消のための計画 公認会計士・中小企業診断士による経営診断結果

- ・債務超過については、その原因、債務の具体的内容、債権者との関係等についても示すこと。
- ・利益非計上については、その原因についても示すこと。
- ・書類提出後、計画の妥当性について聞き取りを行い、採択について判断します。

